65歳以上の介護保険料が決まります

■問い合わせ

佐賀県中部広域連合 業務課

☎40−1135

多久市 福祉課 高齢・障害者福祉係

☎75−4823

介護保険は、40歳以上の全員を被保険者とする公的社会保険制度で、年齢により納付の方法が異なります。

■65歳以上の保険料

65歳以上の方は、 「特別徴収| または「普通徴収」で佐賀中部 広域連合へ納付していただいて

65歳以上の方の平成24年度の 介護保険料は、すでに暫定の金 額(仮徴収)を徴収していますが、 6月に確定した住民税に基づき、 平成24年度の年額保険料を再計 算しています。

再計算により決定した保険料 の納入通知書は7月下旬に送付 します。

40歳から64歳までの方は、ご 加入の医療保険の保険料と合わ せて納めていただいています。

①特別徴収(年金天引き)

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている方は、原則 として年金より天引きします。

4月、6月、8月※の徴収額は、仮に算定した金額なので、今回決定した保 険料から仮徴収額を差し引いた金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年 金から天引きします。年度途中で65歳になった方、佐賀中部広域(佐賀市/多 久市/小城市/神埼市・吉野ヶ里町)の外から転入した方などは、おおむね6か 月後から天引きを始めます。 (※8月の保険料額が変わる場合もあります)

②普通徴収(納付書・口座振替)

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の方、年金を受給していな い方、老齢福祉年金等の受給者の方は、保険料を納付書または口座振替で納 付していただきます。4月から7月分の徴収額は、仮に算定した金額なので、 今回決定した保険料から仮徴収額を差し引いた金額を、8月から3月の8回 に分けて納付していただきます。

納付は納付書を持参し、指定金融機関の窓口で納めてください。事前に手 続きしておくと、便利な口座振替が利用できます。

市交際費の支出状況

▶平成24年度5月分

支出種別	区分	件数	金額(円)
弔 慰	今月分	1	10,000
	累 計	1	10,000
見舞い	今月分 累 計	0 0	0
御祝	今月分	3	9,765
	累 計	7	22,785
賛 助	今月分 累 計	0 0	0
激励金	今月分 累 計	0	0
接遇	今月分	0	0
	累 計	1	1,120
会 費	今月分	2	15,000
	累 計	3	16,500
その他	今月分	0	0
	累 計	2	6,510
合 計	今月分	6	34,765
	累 計	14	56,915

◎詳細は市のホームページに掲載しています。

■問い合わせ 総務課 秘書係 ☎75-2115

い方

⑤居住用以外の活用できる不動産がな ④世帯全員の預貯金合計が180万円 ③住民税課税者と生計をともにしてお らず、 ない方(健康保険の扶養も含む) 命保険の返戻金等も含みます 以下の方(預貯金額には、 住民税課税者に扶養されて 国債・ 生

料を減額します。

後に通知します。 減免の承認・不承認の結果は、

|減免対象者(次のすべてに該当の方]

せを同封します。

料の納入通知書に減免に関するお知ら

7月下旬に送付する平成24年度保険

9平成24年度の介護保険料段階が特例 第3段階および第3段階の

②平成23年中の全ての収入が88万円以 に41万円加算 下の方(世帯員がひとり増えるごと

*預金通帳·生命保険証書等

*健康保険証

■減免額

場合に限り、4月にさかのぼって保険 第1段階と同額の保険料に減額しま した場合は、 * 印鑑 申請提出後審査を行い、 ただし8月末までに申請があった 申請月以降の 保険料を、 減免を承認

■申請の方法

申請してください。 課または、佐賀中部広域連合の窓口で

*7月下旬に送付した通知書

*平成23年中の収入がわかる書類

(年金の源泉徴収票など)

次の必要書類を持って、 市役所福祉